



木造住宅耐震診断受付中

町では、南海地震に備え、木造住宅の安全性の向上を図り地震に強い安全な住まいづくりを目指すために、木造住宅耐震診断事業を実施しています。

なお、住宅の耐震診断の申し込みを希望される方は次の手続きが必要です。

1 対象となる住宅

町内に所在し、昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法・地域伝統構法の木造住宅。(二戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅で貸家を含み、主たる生活の場となる建物)

2 対象とならない住宅

特殊構造・特殊構法のもの
(プレハブ、ツーバイフォー、丸太組工法、鉄骨等を含む混構造の住宅)

3 診断を受けることができる方

町内に居住し、対象となる住宅の所有者で町税等の滞納がない方。

4 診断方法

申込者の住宅へ診断士が

訪問し、申込者の立ち会いのもと、間取りの確認・床下や天井裏の点検口(開口部)から内部を直接見て調べます。なお、壁を壊したり、天井をめくるような調査は行いません。

5 診断費用

個人負担金として

1棟 3,000円

6 申し込み期間

申込件数が定数(平成20年度中50戸)に達するまで、随時受け付けいたします。

○申込先

総務課

☎ 893-1113

吾北総合支所住民課

☎ 867-2300

本川総合支所住民課

☎ 869-2112

○必要な書類

申込書

(総務課、各総合支所・出張所で配付しています。)

7 注意事項

①耐震診断のため派遣する診

断士は、高知県が行う「木造住宅耐震診断士養成講習」を受講し県に登録されている者です。

②派遣された診断士は、耐震診断のみを行います。診断以外の「耐震補強計画」や「補強設計等」は行いません。③本事業は、住宅の耐震診断のみを行うものです。その後の耐震補強工事を義務づけるものではありません。

④この事業による診断は、大規模な地震に対して、住宅がどの程度の安全性があるかを判定するものであり、地震によって倒壊しないことを保証するものではありません。

⑤町から耐震診断について各家庭に訪問・電話等により勧誘をすることはありません。

お知らせ 防災行政無線について

伊野地区で整備しておりますした防災行政無線の整備が完了し、4月1日(火)から運用を開始しています。

今回整備した防災行政無線は定時のミュージックチャイ

ム、災害時の緊急放送や役場からのお知らせ、消防団員の招集のサイレン吹鳴に利用するものです。

また、屋外スピーカーは、個別に放送ができるようになっており、各地区の行事等のお知らせにも利用していただけます。

なお、4月1日からは、これまでのサイレン吹鳴に変わり、ミュージックチャイムを定時に放送します。こちらは当町の名誉町民である故平井康三郎氏が作曲した『とんぼのめがね』を、長男である平井丈一朗氏に録音をしていただいたものです。

ミュージックチャイムは、設備の点検の為に行うものですが、町民の皆様には時報や、お子様の帰宅の目安として利用していただきたいと考えております。

ミュージックチャイムの放送時間

○10月1日～2月28日

17時

○3月1日～9月30日

18時

問い合わせ

総務課 防災係

☎ 893-1113

4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」です



1月11日に内閣府交通対策本部において決定された「交通事故死ゼロを目指す日」の第2回目を4月10日(木)に実施します。

この町における交通事故の特徴として、夜間の事故の割合が他の町村に比べて比較的高いこと、ほとんどの事故が国道・県道などの主要幹線道路で起きていること、高齢者の事故が大きな割合を占めていることなどが挙げられます。

住民の皆さんは、この機会に交通安全意識をもう一度見直し、交通弱者といわれる子どもや高齢者に思いやりのある運転を心掛けましょう。